

整理番号	経-法申-10
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	商店街振興組合設立の認可
概 要	商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的としており、設立には行政庁（大阪市長）の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	商店街振興組合法第36条
審査基準	・商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。 （第6条第1項）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	商店街振興組合設立認可申請書、定款、初年度及び次年度の事業計画書、役員名簿、設立趣意書、誓約書、設立同意者名簿、初年度及び次年度の収支予算書、創立総会議事録、理事会議事録、委任状、印鑑証明書（発起人全員）、商店街振興組合設立地区図、業種別人員数一覧表、経費の賦課徴収方法書を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備 考	